

令和 2 年度 高齢者虐待防止対策の現状と課題

項目	現状や対策	課 題
2020 年 4 月以降の通報事例数 (1 月末現在の件数)	<p>17 例 (内、虐待と判断 12 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例数に大きな増減はない。その他、昨年度に相談を受理し、継続して経過観察を行っているケースが 7 件となっている。 ・基本は本庁の包括、各支所の包括担当職員が対応する。ケースに応じて本庁職員と支所職員との連携や、他課職員と対応を行う場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報相談の内容によって、事実確認が難しく、時間がかかる場合がある。 ・虐待対応は、迅速さが求められ、その後の支援に時間と労力を要することもあり、本庁に比べて人員が少ない支所は負担が大きい場合がある。
啓発普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター紹介チラシに、相談窓口であることを記載している。 ・9 月の高齢者見守り月間に合わせて、9/1 号の市報にて「高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて」と題し、PR を行っている。 ・新型コロナウイルスの影響もあり、今年度は事業所や民生委員向けの講座を開催することはできなかったが、市民後見人養成講座において高齢者虐待に関する講座を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括のチラシや市報等での広報が主である。 ・民生委員や介護保険関係事業所から虐待防止をテーマとして研修会のニーズがあれば、今後も協力していく。 ・住民への啓発普及活動の機会が少ないことから、今後、出前講座等の検討を行っていきたい。
早期発見、相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付から訪問等による事実確認、その後の関係者との連絡調整、一連の流れは包括担当職員が対応している。支所では地区担当保健師がかかわるところもある。 ・早期発見に関しては、民生委員・ケアマネジャー、介護事業所等と情報共有を行っている。また、他課からの情報提供もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこへ通報相談しても同じ対応、支援ができる体制を整えることが引き続きの課題である。 ・予防や早期発見のために、地域での見守りから小さな異変にも気付いてもらえるよう、啓発普及活動の充実を図ることが必要である。
虐待を受けた高齢者の保護体制	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事由による措置の他、介護の必要性が低い方については、養護老人ホームやまゆり荘への短期宿泊という方法もある。 ・早急な介入・分離保護が必要なケースについて、特養側と相談できる体制ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の必要性はないが、金銭的な余裕がない方を分離させた場合の支援について、今後検討していかなければならない。
養護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェや介護者のつどいを実施し、介護ストレスの軽減を図り、虐待の未然防止や気軽に相談できる環境づくりに努めている。 ・ケアマネジャーや介護事業所等と連絡を取り合い、養護者の相談についても共有するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待された側だけでなく、養護者にも寄り添ったフォローが必要だが、ケースによっては介入を拒否されることもあり、全ての養護者にアプローチして助言指導していくのは難しい現状もある。
高齢者虐待防止ネットワーク会議等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、3 月 25 日 (木) に開催を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する情報や役割、ネットワークの意義について、関係機関、団体の代表者クラスからどこまで広がるか、啓発普及の課題につながる。
現状と課題を踏まえた次年度の主な取組・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談窓口＝包括という PR を引き続き行う。 ・虐待防止マニュアルを職員間で再度確認を行い、本庁－支所間で差のない対応を目指す。 ・民生委員や介護保険関係事業者が行う勉強会や研修会等に協力し、虐待防止、早期発見・早期対応に向けた啓発活動を行っていく。 	